

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

①第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

②評価調査者研修修了番号

SK18026・2903・0203

③施設の情報

名称：福島県若松乳児院	種別：乳児院
代表者氏名：院長 長嶺 美千子	定員（利用人数）： 40名（R2.9.1現在：14名）
所在地：会津若松市城東町1番100号	
TEL：0242-27-0033	ホームページ：なし
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和45年5月14日（現在地での業務開始日）	
経営法人・設置主体（法人名等）：福島県	
職員数	常勤職員：27名 （うち会計年度任用職員8名） 非常勤職員 1名 （非常勤嘱託医）
専門職員	（専門職の名称） 24名
	看護師 11名 （うち会計年度任用職員2名） 管理栄養士 1名
	保育士 11名 （うち会計年度任用職員5名） 医師 1名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等）
	「業務概要」のとおり 「業務概要」のとおり

④理念・基本方針

「若松乳児院 倫理綱領」及び「業務概要」のとおり。

⑤施設の特徴的な取組

- 理念・基本方針を踏まえ、重点施策として以下のような取組を実施している。
- ・担当保育制、保育看護体制の強化、食育の実施等により養育の充実を図っている。
 - ・児童相談所の援助方針に基づき、家庭環境等を踏まえた計画を策定し、児童の日常的な行動に応じたきめ細やかな処遇を実施している。
 - ・保護者や児童相談所との緊密な連絡・連携のもとに、早期の家庭復帰や里親委託を

推進している。

- ・保護者や里親に対して面会交流を通じた養育支援を行い、退所後における児童の健全な成長を支援している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年4月1日（契約日）～ 令和3年2月22日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成29年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 実習生の受け入れについて

「福島県保健医療福祉関係実習生受け入れ実施要綱」があり、それに基づき受け入れている。乳児院においても「実習生指導マニュアル」を設け指導内容やカリキュラム、留意点等を細かく決め、それを基に実習生へのオリエンテーションを行っている。実習担当者を置き、養成校主催の実習指導者会議に参加させる等連携を深めながら取り組んでいる。

2. 子どもと地域の交流を広げる取り組みについて

子どもと地域との交流を深めるため、近隣の保育園に出かけ同年代の子どもと定期的にふれあうほか、週1回近くのお店に出かけおやつを1個選びおもちゃのお金を払う「お買い物ごっこ」を通じ、地域との交流に努めている。

また、近隣住民と乳児院の子どもがふれあえる「地域交流会」も開催している。乳児院の洗濯・調理で働いている方や買い物に行くお店の方、ボランティアの方等に子どもから感謝状を直接渡す等、外部の人と交流の機会を広げている。

3. 養育支援の取り組みについて

「養育計画」において、養育支援の方法を詳細にマニュアル化し、子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護についても盛り込んだ内容となっている。新任職員に対してはオリエンテーションで示すなど、先輩職員が一定期間マンツーマンでサポート・指導も行っている。

また、毎月の処遇会議で各職員の対応について確認しているほか、反省資料として各職員の一年間の振り返りをまとめ、組織として確認している。

◇改善を求められる点

1. 子どもの権利擁護について

「若松乳児院倫理綱領」、「若松乳児院職員行動指針」などを職員の目につきやすい場所に掲示し、職員に周知を図っている。また、「全国乳児福祉協議会」が作った「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を活用し自己チェックをしている。

しかし、実際の養育場面では睡眠時以外にもサークル付きベットの使用や食事の際の長エプロンの固定使用があり、子どもの行動制限となりかねず、良好な養育の観点から改善の検

討が望まれる。

2. 自立支援計画の見直しについて

子どもの個別援助計画を作成して毎月の処遇会議において評価・見直しを実施し、自立支援計画の見直しにつなげている。

しかし、次の自立支援計画の見直し時期を定めているが間隔が長く、乳幼児期の成長発達を考えるとより短い期間での見直しが望まれる。また、計画変更の手順や記録の方法、関係職員への周知の仕方等について、具体的な手順を明記したものを作成することも望まれる。

3. 子ども主体とした生活支援について

朝食(7時)、昼食(10時50分<1歳~1歳6か月児>・11時10分<1歳6か月以上児>)、夕食(16時15分)となっており、特に夕食の時間が早く、子どもの生活リズムに合ったものとなっていない。1日の生活リズムを安定させることから食事時間の改善が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価受審におきまして、養育支援や地域の交流を広げる取り組み等について高評価をいただいた一方、子ども中心の生活支援や処遇方法、当施設事業の周知不足等について課題が明確になりました。今後は、いただいた御指導・御助言を踏まえながら、当施設の更なる養育の向上とより良い運営を目指して業務改善に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 23 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階（一部 a・c の 2 段階を含む））に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>基本理念には人権尊重の考え、基本方針には国の「新しい社会的教育ビジョン」の考えを入れ家庭的養育を目指すとしている。それを玄関や養育部門の「ナースステーション」に掲示し職員への周知に努めている。また、業務概要や若松乳児院だよりに入れ、児童相談所や里親会等の関係機関に送付している。</p> <p>しかし、保護者へは子どもの様子を伝える家庭通信を送付しているが、理念等を記載した若松乳児院だより等は送付しておらず、乳児院が目指している理念を理解してもらうため送付することが望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全国乳児福祉協議会(全社協)」、「東北・北海道ブロック乳児院協議会」、「福島県児童福祉施設部会(県社協)」へ加入し、情報を収集するほか会議等で意見交換している。</p> <p>また、県本庁とも経営について協議している。乳児院へのニーズは措置や一時保護委託を行う児童相談所で把握しており、情報は伝えられている。現在県が「新たな乳児院に係る基本構想」を示しており、指定管理者制度を採り入れた運営について検討が進められている。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>現在県において長期的な視点で乳児院の在り方の見直しがなされ、県営から民間移譲の方向性が示された。院長より全職員に内容が周知されるとともに、今乳児院として出来ることから取り組んで行く旨の方針が示され、里親研修や親子関係育成事業等のほか、乳幼児に係る子育て支援講師派遣事業等新しい事業の取り組みも始めている。</p>	
---	--

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>当院は県立施設であり、県に於いて子育て支援を推進するため「福島県新生子どもプラン」が策定され、方向性が示されている。また、社会的養育環境の充実を進めるため「新たな乳児院に係る基本構想」が策定され、現在それに沿って経営事業者の選定、新しい乳児院の整備が進められている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>県の機関として中・長期計画に沿って予算を編成し、県議会で承認を受けて事業計画を策定している。また、乳児院全体としては業務概要の中に基本方針・重点施策・各事業等を入れて策定している。具体的な業務については、「養育計画」として看護部門・保育部門主導で検討し策定している。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>業務概要として当年度の業務概要と前年度の業務実績を入れて作成している。併せて策定している「養育計画」は、前年度の実施状況を振り返り、見直しが行われている。</p> <p>しかし、「養育計画」については養育部門主導で検討・作成がなされており、検討段階から院長や栄養士、事務部門も参加することが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画を保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・③
<p><コメント></p> <p>事業計画は、措置の窓口が児童相談所であり、保護者対応が児童相談所になる場合も多いため保護者に配布していない。</p> <p>しかし、子どもの育成や発達には保護者の協力が必要となるため乳児院の事業や取り組み内容を理解いただくことが重要であり、今後は分かりやすい内容の事業計画を作成し、乳児院だよりと合わせて送付することが望まれる。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
--	---------

I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組を組織的に 行い、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年職員個々に自己評価を実施しており、結果を職員会議で取りまとめて内容の分析を行うとともに、課題の改善について検討している。また、3年ごとに第三者評価を受審し、職員会議で結果を報告し改善点を共有している。</p> <p>なお、質の向上のためには継続した進行管理が求められることから組織の中に検討する場を設けることが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題 を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価や第三者評価で明らかになった課題について、職員会議で検討し、子どものプライバシー等権利擁護についてのガイドラインの作成や市町村へ職員を講師派遣する事業の創設等に取り組むほか、リスクマネジメント委員会を設置しヒヤリハットや事故防止の徹底に努めている。</p> <p>しかし、職員会議での検討は単発での取り組みとなっており、継続した検討や改善策の見直し等、組織的(PDCA サイクル)に進めることが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し 理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県立施設として県本庁部局と連携し運営に当たっている。職員会議等で方針を伝えるとともに乳児院だよりの中で役割を表明している。また、指導会議・給食会議等でも院長の立場から意見を述べる等リーダーシップを発揮している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を 行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>院長は機会をとらえ管理者研修等各種研修を受け、新しい法令等「福島県職員パワーハラスメント防止指針・防止マニュアル」が施行されると職員に配布し内容の説明を行う等、職員への情報提供と遵守意識を醸成する取り組みをしている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指 導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>日ごろから入所児童の観察、ゆう活(勤務時間をずらして勤務する制度)を活用した夜勤者の勤務状況の観察を通じ、養育支援の実際を把握しようと努めている。気づいた課題は担当部門に伝えるほか、職員会議の議題に取り上げ対応を指示する等改善に取り組んでいる。</p> <p>なお、支援に当たって重要な養育計画等の検討は養育部門主導で行われているので、検討の段階から院長や事務部門も入り、組織的に検討することが望まれる。</p>			
13	Ⅱ-1-(2)-②	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>定期的な個別面談や職員とのコミュニケーションを通じて職員を理解するよう努めるとともに、職員の努力を認めることで仕事への意欲を高めている。業務の実効性は毎月行う「指導会議(院長、次長、養育部門・看護部門・保育部門の責任者で構成)」で協議し、業務の円滑な実施に努めている。</p> <p>なお、従来やり方を変えるのが難しい面もあり、養育部門のみで行われている検討に院長や他部門の職員等様々な視点で検討することが望まれる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。			
14	Ⅱ-2-(1)-①	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。</p>	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>県立施設として県本庁で人員配置基準が定められ定数管理が行われており、国の最低基準を上回る人員が配置されている。専門職についても福島県人事課で募集し、資格の有無を確認して採用している。</p> <p>なお、虐待対応や家庭支援専門相談員の職務を行う各種加算対応の職員が配置されているが、心理職や福祉職等の専門職はいないので、専門職を配置する等支援体制の強化が望まれる。</p>			
15	Ⅱ-2-(1)-②	<p>総合的な人事管理を行っている。</p>	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児院倫理綱領の中に目指す職員像が示されている。県が定めた人事基準に基づき管理され、目標による人事考課が実施されている。院長等と期首面談で目標を設定し、期末面談で評価を行う等継続した目標管理を行っている。面談や人事調書の中で職員の意向を聞き、業務や人事異動に反映している。</p>			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。			
16	Ⅱ-2-(2)-①	<p>職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>給与や休暇、福利厚生制度は規程や条例で定められている。また、法令等で制度化されている。</p>			

<p>さらに、育児休業や介護休業制度、セクハラ防止、ハラスメント防止も含め規定しており、働きやすい環境づくりがなされている。さらに、養育部以外ではあるが「ゆう活・あさ活」等勤務時間を朝や夕方にシフトできる制度も設けられ、職員の家庭の状況に配慮した「ワーク・ライフ・バランス」に配慮した就業環境となっている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成を目指した人事評価制度を導入している。院長等による期首面談で目標について話し合いアドバイスを受けている。期末面談では目標の達成等について自己評価や院長等の評価結果について話し合いを持ち、次年度の目標へと連動させることでモチベーションを上げる等、職員育成に努めている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>研修係を設け年間の内部研修・外部研修の計画を立て実施している。外部研修は職務や経験、希望等を考慮して派遣し、受講後は職員会議の中で伝達研修を行い内容の共有に努めている。そのほか県が行う職員研修へも参加している。また、内部研修は外部から講師を招くほか、職員が講師となるミニ勉強会も行っている。</p> <p>しかし、研修目標は立てているが研修の内容やカリキュラムについて研修効果の振り返りはしていないので、評価を行い次年度研修計画策定に活かすことが望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会を確保している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>職員の資格や技術水準は職員調書や個別面談で把握するほか、現業職が多いため実際の業務状況等から把握している。新任職員については、6か月間指導者を決めOJTを行っている。外部研修は、予算を見ながら養育部門と調整している。</p> <p>なお、養育部門のスーパービジョンの体制や組織力を高めるため、管理職の配置を求めており、実現することが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱」があり、それに基づき受け入れている。乳児院においても「実習生指導マニュアル」の中で指導内容・カリキュラム・留意点等を決め、それを基に希望者へのオリエンテーションを行っている。昨年は県外校も含め4校15人を受け入れている。実習担当者を置き、養成校主催の実習指導者会議に参加する等、連携を深めながら取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県立施設として、県の児童部門全体を取りまとめた事業計画、事業報告、予算・決算が県のホームページで公開されている。3年ごと受審している第三者評価結果も同様に公開している。また、乳児院として毎年度、事業や取り組み状況をまとめた「業務概要」並びに広報誌「乳児院だより(年2回発行)」を作成し、県内児童相談所や他県の乳児院等に送っている。</p> <p>しかし、送付先が限られており周知が不十分となっている。今後、乳児院の情報を市町村や子育て相談機関に周知するとともにホームページで広く乳児院の役割や取り組みを周知していくことが望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経理や取引ルールは、福島県財務規則に基づき定められ、事務分掌の中で権限や責任が明示されている。会津出納室により契約や支出の審査、財務事務指導が行われており、適切な経理事務の仕組みが構築されている。令和2年度より「福島県内部統制基本方針」が示され、リスク管理シートにより支払いのチェックも行われている。さらに、県監査委員事務局の監査が定期的に行われるほか予算や決算は議会でチェックを受けている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと地域との交流を進めるため近隣の保育園に出かけ同年代の子どもと定期的にふれあうほか、週1回近くのお店に出かけおやつを1個選びおもちゃのお金を払う「お買い物ごっこ」を通じてお店の人とお話を楽しんでいる。</p> <p>また、里親希望者や近隣住民と乳児院の子どもがふれあえる「地域交流会」も開催している。乳児院の洗濯・調理で働いている方や買い物に行くお店の方、ボランティアの方等に子どもから感謝状を直接渡す等、外部の人と交流をする活動を広げている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受入実施要綱」で目的や活動内容、留意点等を定めている。実際の受入れ時には登録手続きを行い、ボランティア保険加入の確認を行うほか、心構え・留意点・服装等についてしおりを使ってオリエンテーションを行っている。内容としては、養育・環境整備・衣服の繕い物・散歩や散策時の付き添い等をお願いしている。現在コロナ禍に</p>		

あり、受け入れは中断しているが、新たに在宅ボランティアの規程を設け、自宅で子供服のネーム付けをお願いする等工夫している。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>会津若松市の要保護児童対策地域協議会のメンバーとして院長・次長が参加し関係機関と連携している。退所に当たっては退所のしおりで利用できる資源を伝えている。また、入所児童については、個々に児童相談所と連携している。</p> <p>しかし、入所児童は県内全域にわたっており、関係団体とのかかわりは少ないので退所後相談や支援を受けられるよう県内の機関や団体と連携できる関係づくりが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>「地域交流会(お楽しみ会)」に近隣住民やボランティア、里親会、里子のファミリーを招待し懇談している。また、会津若松市要保護児童対策地域協議会の構成員として情報把握に努めている。</p> <p>しかし、乳児院に求められているニーズ等については把握できていないので機会をとらえニーズ把握に努め、子どもの福祉向上に取り組むことが望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>令和2年5月から地域の乳幼児を持つ保護者を対象にトイレや授乳場所として施設を貸し出す「赤ちゃんほっとステーション」の登録を行い、施設機能を開放することとしている。また、会津地方の全管内市町村を対象に「若松乳児院『乳幼児に係る子育て支援事業』」を立ち上げ新たに講師を派遣する体制を整えている。</p> <p>なお、これらの事業は未だ利用がなく、広報や周知を工夫し利用が進むことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>「若松乳児院倫理綱領」・「若松乳児院職員行動指針」に子どもを尊重した姿勢を明文化しているほか、令和2年度基本目標としても掲げており、職員間で共有している。また、人権に関する研修を職員会議で実施している。</p>		

<p>なお、職員全員が定期的に自己チェックを行う仕組みを構築して、施設全体で確認しているが、加えて実際の養育が子どもを尊重したものとなっているかの検証も望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>「若松乳児院職員行動指針」に基本姿勢を掲げ、「若松乳児院における子どものプライバシー等の権利擁護について」を策定し、具体的な養育・支援に活用している。新任者研修等で職員の理解を促進する取り組みも行っている。</p> <p>なお、保護者等に対するプライバシー保護に関する取り組みの発信は行っていないので今後の取り組みに期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「業務概要」・「入所のしおり」に施設の概要・基本方針・養育の内容・生活の日課等について具体的に記載しており、これらを利用して保護者に具体的に説明をしている。見学を希望する保護者を受け入れ、施設の理解促進に努めている。また、業務概要を年度毎に見直しをしながら作成し、情報提供についての工夫・改善も行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの入所にあたっては、「入所のしおり」・「業務概要」・SIDS(乳幼児突然死症候群)に係る資料等を基にわかりやすく説明し、養育内容等への理解を図っている。施設入所の同意については児童相談所が同意書を取り、その原本または写しを保管している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>退所にあたっては、継続的な養育が可能となるよう、乳児院での食事・排せつ・生活状況等を整理した「生活のあらまし」を作成し、退所後の養育者となる保護者・里親又は養護施設等に対して情報の引継ぎを行っている。</p> <p>また、家庭支援専門相談員を中心とした相談窓口を伝えて退所後の相談に対応するほか、関係機関の連絡先を記載した案内を手渡し、相談窓口を広く伝える工夫も行っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>毎月の処遇会議で、子どもの発達状況を確認しながら、その子が今最も必要としているかわりについて協議し、次の養育・支援に活かすよう取り組んでいる。また、自分が着たい服を選ばせたり、子どもの希望を反映させるため誕生日プレゼントは一緒に買いに出</p>		

<p>かける等、子どもの気持ちをくみ取ることに努めている。</p> <p>なお、保護者の満足度を定期的に把握し、養育・支援に活かす仕組みはないので、乳児院での養育状況を伝えるとともに保護者の満足度等意見を聞き、今後の取り組みに活かすことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>「福島県県営社会福祉施設苦情解決制度要綱」に基づき、「苦情解決第三者連絡会議」を設置し、苦情解決責任者・担当者を決め、第三者委員2名を委嘱している。事務手続きについても、「福島県若松乳児院苦情解決制度事務処理規程」を策定している。苦情解決の仕組みを「入所のしおり」に記載して配布しているほか、随時苦情を受け付ける旨を記載した「苦情申出窓口の設置について」を玄関ホールに掲示している。来院しない保護者に対しては、児童相談所と連携して対応している。</p> <p>なお、児童相談所を通じてのやり取りが多いため、苦情の申し出はないことから意見記入用紙の配布やアンケートを実施する等、意見を積極的に把握する工夫が望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>相談窓口の情報を「入所のしおり」に記載し、入所時に丁寧に説明して渡している。また、玄関ホールにも、「苦情申出窓口の設置について」を掲示して、随時意見を受け付ける旨を周知している。面会時には、家庭支援専門相談員が中心となって、保護者が意見を言いやすい場面となるよう努めている。令和2年度から2階に相談室を整備し、相談しやすい環境を整えている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>面会時や電話連絡時は、保護者が相談しやすく、要望等もスムーズに言えるような関係づくりに努めている。聞き取った要望等は「ケース記録票」に記載するとともに申し送りで共有化を図っている。</p> <p>しかし、相談や意見があった際の記録や報告の手順、対応策の検討等を定めたマニュアルがないため、対応を組織化するためにもマニュアルの策定が望まれる。また、アンケートの実施等保護者等の意見を積極的に把握する取り組みにも期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応は、「事故マニュアル」を策定し、事故の発見から報告、初期対応等についての手順を定めている。建物や設備の安全面についても、チェックリストを作って定期的な点検を行っている。インシデント・アクシデント報告書により具体的事例を職員</p>		

<p>に周知している。</p> <p>しかし、収集した事例等に対して要因分析し、改善・再発防止策の検討を組織的に行う取り組みや、職員に対する安全確保・事故防止に関する研修は行われていない。「福島県若松乳児院リスクマネジメント委員会設置要綱」も策定されたが、委員会の開催が要綱どおりに運用されていないため、改善が望まれる。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「若松乳児院院内感染症対策マニュアル」を策定して感染予防や発生の対応について明示し、看護師を責任者とした体制が整えられている。毎月感染症対策会議を開催し、流行している感染症の状況・対策の確認を行うとともに、「福島県感染症発生動向調査週報」を全職員に回覧して情報共有に努めている。</p> <p>また、流行している感染症対策やその取り組みについてホールに掲示し、外来者等にも周知を図っている。さらに、新型コロナ対策として、職員の健康チェック(体温・体調)、消毒液スタンドの設置、水道の蛇口をレバー式にする予防対策を行うほか、面会件数(午前1件、午後1件)を制限する等外部からウイルスを持ち込まない取り組みをしている。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>次長が防火管理者となり、年間計画に基づき毎月避難訓練を実施している。また、浸水区域となっていることから、避難確保計画を策定し、風水害を想定した避難訓練も実施している。災害時の緊急連絡体制や避難場所も決められている。さらに、「災害時の給食対応マニュアル」により、非常食・飲料水・食器・調理器具等を備蓄する等、災害体制も整えられている。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、養育・支援を実施している。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育計画」において、養育支援の方法を詳細にマニュアル化し、子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護についても盛り込まれている内容となっている。新任職員に対してはオリエンテーションで示しており、先輩職員が一定期間マンツーマンでサポート・指導も行っている。</p> <p>また、毎月の処遇会議で各職員の対応について確認しているほか、反省資料として各職員の一年間の振り返りをまとめ、組織として確認している。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	①・b・c
<p><コメント></p>		

<p>毎月開催する処遇会議で全入所児の援助計画・自立支援計画の評価を実施し、標準的な実施方法について検証している。</p> <p>また、家庭支援専門相談員と保護者との面談内容を踏まえ、援助計画の見直しを行っている。さらに、年度末の職員会議で「養育計画」全体についての見直しを行っている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を自立支援計画策定の窓口として配置し、定められたプロセスにより適切にアセスメントされている。また、アセスメントに従い毎月援助計画が見直され、子どものニーズが反映された自立支援計画が策定されている。</p> <p>なお、子どもの状況によっては総合的な視点からの見直しを検討する必要があるため、自立支援計画策定の際に児童相談所など様々な職種の関係者が参加する仕組みの検討も望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども各々の援助計画を作成して毎月の処遇会議において評価・見直しを実施し、自立支援計画の見直しにつなげている。</p> <p>しかし、自立支援計画の見直しを行う時期を定めているが、次の見直し期間まで長く、より短い期間での見直しが必要である。また、計画変更の手順や記録の方法等について、具体的な手順を明記したものを作成することも望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録を適切に行っている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育日誌」・「看護日誌」・「養育記録」等目的別に記録して、子どもの状況把握に努めている。記録や日誌は職員間で回覧して情報共有し、院長にまで回覧される仕組みが整備されている。</p> <p>しかし、日々の子どもの様子を記載している「養育記録」は、自立支援計画に沿ってどのようにかわり、結果としてどのような反応や状態となったかが分かりにくいので、今後どのようなかわりが必要かといった評価・考察等も含め、特記事項欄を設ける等、自立支援計画を意識した記録にするための工夫が必要である。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島県個人情報保護条例」・「福島県情報公開条例」・「福島県文書等管理規則」等県の諸規程により、文書管理責任者を設置し、記録の保管・保存・廃棄・情報の提供を適切に行っている。新任職員に対し個人情報保護に関する資料の配布や研修を実施する等、職員への教育も行っている。</p> <p>しかし、個人情報の取り扱いについて、保護者への説明の取り組みがないため、入所の</p>		

しおりに盛り込む等、保護者に説明する仕組みの整備が望まれる。

内容評価基準（23 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	a・㉔
<p><コメント></p> <p>「若松乳児院倫理綱領」「若松乳児院職員行動指針」のほか、新たに「若松乳児院における子どものプライバシー等の権利擁護について」を職員が目につきやすい場所に掲示し職員に周知している。また、「全国乳児福祉協議会」が作った「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を活用している。</p> <p>しかし、実際の養育場面で活かす取り組みまでは至っていないので、職員全体で子どもの権利擁護について共有し実践に努めることが望まれる。睡眠時以外のサークル付ベッドの使用や食事の際の長エプロンノ固定使用は子どもの行動制限となり養育の観点から検討が望まれる。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>福島県が策定している「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき「若松乳児院虐待等防止マニュアル」を策定し、不適切なかかわりを想定した対応について具体的に明記しており、それを職員間で理解し共有している。「虐待等防止チェックシート」によるセルフチェックが四半期毎に行われ、6月には、セルフチェックを基に職員会議でミニ勉強会「養育者に求められる条件・特性・能力」をテーマに実施している。外部研修に出席した職員が伝達講習する場も設けられている。</p> <p>なお、チェックシートの活用を組織的に取り組んでいることが職員の話や記録で確認できたが、全職員まで浸透できていないので今後もチェックシートの活用を進め、課題を洗い出し、改善まで繋げることが望まれる。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛	㉖・b・c

	着関係を育んでいる。	
<p><コメント></p> <p>担当養育制を取り入れ子どもの欲求に応じて、語りかけや「抱っこ」「おんぶ」等の心地良いふれあいを通した愛着関係の構築に努めている。特別な配慮が必要な子どもに対しては、「個別対応職員」が担当養育者をフォローしながら養育にあたり、今年度から施設の空き室を利用して「ふれあいスペース」として環境を整備し、必要に応じて養育者と一対一の遊びの時間が提供できるようになっている。</p>		
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日課として戸外散歩を行い、大型遊具で遊んだり、駆け回る等自然と触れ合う機会を持っている。また菜園・クッキング等豊かな生活経験ができるよう取り組んでいる。他児と区別された「自分のもの」と言える玩具や衣類等も備えられている。</p> <p>しかし、玩具は室内遊びの時に職員が出し提供することが多く、自分の思うように好きなおもちゃを取り出し遊べる環境になっていない。また、戸外散歩も子どもの気持ちに寄り添っているか振り返りが不十分なまま日課となっており、子どもの気持ちを尊重した主体的な活動をなるべく取り入れながら育ちを保証していくことが望まれる。</p>		
A⑤	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時チェックリスト等を使い入所児童の総合的な状態を把握している。職員数も確保され子どもの気持ちを受け止め安心感を保てる環境が整備されている。また、自己評価も全職員で毎年取り組み自ら養育の振り返りが出来るようになっており、活用できるように徐々に取り組んでいる姿が窺えた。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑥	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」や「調乳ガイドライン」で基本的な援助方法が施設内で共通理解され、自律授乳を基本とし個々の状態に合わせ対応し授乳している。授乳時にはなるべく子どもを抱いて、笑顔で目を合わせながら優しくゆったりと授乳しているが、職員からの聞き取りで乳児が多い場合や手薄になる夜勤時間帯等に一人飲みをさせることがあるとのことだったので、入所する子どもの状況に応じ職員の配置をどのようにしたらより適切な授乳ができるか検討していくことが望まれる。</p>		
A⑦	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時のチェックリスト(養育面・食事面)により、食事摂取状況を把握し、子どもの発育発達状況を踏まえ提供している。離乳食に関しては、「養育要綱」(食事No.1)と「若松乳児院栄養管理の手引き」に明記され、栄養士による嗜好調査や子どもの様子の確認等、養育者と栄養士の連携のもとに進められている。</p>		
A⑧	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫してい	a・b・c

	る。	
<p><コメント></p> <p>食前の手拭きや食前食後のあいさつ、食後の歯磨き等が定着するよう発達年齢に合わせ支援している。行事食の提供や野菜を栽培して食べたいものや好きなものが増える工夫をしている。離乳食から幼児食への移行も個別の対応がされている。</p> <p>しかし、朝食(7時)、昼食(10時50分<1歳~1歳6か月児>・11時10分<1歳6か月以上児>)、夕食(16時15分)となっており、特に夕食の時間が職員の勤務の都合で早くなっており、子どもの生活リズムに合ったものとなっていない。1日の生活リズムを安定させることから食事時間の改善が望まれる。また、食事の際の長エプロンの固定使用は子どもの行動制限になる恐れがあるので検討が望まれる。</p>		
A⑨	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>若松乳児院栄養管理の手引き・養育要綱(栄養)を基に栄養士が献立を作成し、個人の体調変化やアレルギー等に対応した食事を栄養士・調理員・養育者の連携体制を取り提供している。発達に応じ食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つように取り組んでいる。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑩	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類購入管理担当者により定期的に点検し管理場所も衣類配置表に明記され、収納場所に誰でも分かるように表示している。洗濯は業務委託とし、子どもがつねに清潔で快適な生活ができるように配慮し、気候・場面・男女別、それぞれの発達に応じたものが個別に用意されている。</p>		
A⑪	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・b・㉒
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」に基づき睡眠時は温度・湿度管理を行い、入眠時や再入眠時は、必要に応じて抱っこ・タッチング・添い寝等、安心して良好な睡眠がとれるよう職員間で共通理解し取り組んでいる。</p> <p>しかし、睡眠時に全職員が子どものそばを離れ他の業務をする時間帯が見られるので、SIDS 予防の観点から見守り職員を置く等見守り体制の構築が望まれる。また、昼夜の睡眠時観察を定期的実施しているが、記録は夜間のみなので日中も記録に残すことが望まれる。</p>		
A⑫	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>毎日大きなお風呂に子ども一人に職員が一人つき介助を行い入浴している。発達に応じたおもちゃが準備され、楽しく安心して入浴できるように工夫している。入浴時は心地よい言葉かけ等で子どもとの触れ合いを深めている。タオル・バスタオル等は委託業者によ</p>		

<p>り洗濯・乾燥が行われ清潔に保たれている。乳児の発達状況により沐浴槽も使用されるようになった。</p> <p>なお、乳児の発達状況に合わせ、家庭のように職員と一緒に入浴する体験を検討していきたいとの職員の話があったので、より家庭的な雰囲気を経験できる環境づくりが望まれる。</p>		
A⑬	A-2-(3)-① 乳児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」の発達段階に応じた排泄支援を行っている。おむつ交換時に言葉をかけながら身体をマッサージする等心地よさを体験させる取り組みをしている。また、午睡から起きた時やおむつが濡れていない時等に便座に誘導し、排泄確認表を活用しながら排泄の自立に取り組んでいる。</p>		
A⑭	A-2-(3)-① 発達段階に応じて乳児が楽しく遊べるように工夫している。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>近所の公園等の戸外散歩を日課として取り入れ、大型遊具遊び・駆けっこ等身体を動かすことや近隣の方々や動物とのふれあい遊び、毎月1回感覚遊び等を取り入れ、発達段階における遊びの工夫を行っており、玩具は職員が選び提供している。</p> <p>しかし、玩具の購入時に乳児の発達段階に応じた検討や普段の生活の中での玩具の個別化が不十分であり、検討が望まれる。また、子どもの情緒や発達が保障できるように遊びを設定していくことも望まれる。</p>		
A-2-(4) 健康		
A⑮	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	㉘・b・c
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」に基づき、健康管理表を整備し健康管理の取り組みをしている。また、嘱託医が週1回の診察を実施し、緊急時の入院等医療機関との連携が取れている。予防接種は担当者が年間計画を作成し、計画的に実施している。異常がある場合は保護者や児童相談所に連絡し医療機関もリストアップされ対応できるようになっている。さらに、救急蘇生訓練も計画的に実施し迅速な対応ができるように心掛けている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a・㉙・c
<p><コメント></p> <p>「養育要綱」を基に入所時に子どもの健康状態を全体的に把握し、日々の健康状態は体温等記録表により、健康状態・服薬の確認等が把握でき健康管理を行っている。嘱託医との連携を密にして、必要に応じてリハビリテーション等の通院加療も行っている。</p> <p>しかし、療育計画や発達支援計画等を含む支援のプログラムは作成していないので、今後検討していくことが望まれる。また、オムツ交換時の感染症のリスクを考慮し、オムツ交換は決まった場所で行うことが望まれる。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		

A⑰	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a・b・㉞
<p><コメント></p> <p>心理職の職員の配置はないが、家庭支援専門相談員が保護者の話を傾聴しその役割を務め、必要に応じて児童相談所との連携も図られ、処遇会議で結果を伝え、職員が共通認識を持ち対応している。</p> <p>しかし、自立支援計画や養育計画を作成する際に、乳児院として子どもや保護者を心理面でどう支えていくか専門的な観点から検討し、明示していくことが望まれる。</p>		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑱	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が窓口となり、家族からの相談や児童相談所との連携を図っている。「家庭通信」を年3回発行し、個々の子どもの成長のあゆみや写真を家族へ知らせ、施設との信頼関係構築に取り組んでいる。</p> <p>また、面会交流時には養育方法(かかわり方・食事・排泄処理・入浴等)を指導し、帰宅後も愛着関係が持続するように配慮している。</p> <p>相談については、退所前に円滑な家庭復帰に向けた相談支援を行うとともに保護者等から依頼があった場合にも対応している。</p>		
A⑲	A-2-(6)-② 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が中心となり児童相談所から提示された「家庭復帰プログラム」に沿って親子関係が再構築できるよう、児童相談所や市町村保健師等と連携を図りながら取り組んでいる。復帰にあたっては、保護者の養育不安を軽減する取り組みや、養育者が子どもへのかかわり方の見本を見せる等、親子関係づくりへの支援をしている。一時帰宅訓練の際は、相談員も児童相談所ケースワーカーと一緒に家庭訪問する等して、子どもが安全な形で家庭復帰できるか観察・指導している。</p>		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑳	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が窓口となり退所児童のアフターケアを実施している。退所してから2か月の間に、2~3回電話や手紙で連絡を取って様子を確認したり、来院相談の支援を行っている。</p> <p>なお、現状では電話・来所等の対応が中心であるため、関係機関や支援団体等との連携体制を作り、退所後の子どもの安定した生活に向けた継続的な支援が望まれる。</p>		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A㉑	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・㉞・c
<p><コメント></p>		

県の事業計画書の中に家庭支援専門相談事業として予算化され家庭支援専門相談員1名を配置し、入所児に係る里親支援を実施している。児童相談所のケースワーカーと連絡調整を図り、「親子交流プログラム」により子ども・里親双方の信頼関係を構築し、不安解消を図っている。また、児童相談所と連携し「里親登録前研修」の育児体験を乳児院施設内で実施している。

なお、乳児院としての専門機能を里親支援に十分活かし切れていないので、里親の育児上の悩みや困りごと等に継続的に相談支援ができるよう体制を構築することが望まれる。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A㉔	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・㉔・c
----	---	-------

<コメント>

児童相談所から一時保護委託の協議があった場合は、乳児院で受け入れの可否を協議し受け入れを行っている。一時保護の際は「新規入所児童の受入」手順に沿って受け入れを行っている。

なお、受入れ実績があるが、一時保護を受ける際のマニュアルは整備されていないので、受け入れ手順やアセスメントの方法等を記載したマニュアルの整備と空き室を観察に代用できるよう環境整備に努める等受け入れ体制整備が望まれる。

A㉕	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・㉕
----	---	-------

<コメント>

児童相談所から協議があれば受託の検討をすることとしているが、今年度はまだ実績がない。

しかし、実際面では緊急一時保護を受け入れる体制が整っておらず、体制の整備と受け入れた際の支援の在り方等について検討が望まれる。